

2022 年3月15日

各位

会 社 名 琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

(コード番号 7364 TOKYO PRO Market)

代表者名 代表取締役社長 早川 周作

問い合わせ先 取締役管理部長 平田 史隆

TEL 098-851-8701

# 定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年3月31日開催予定の当社第4期定時株主総会に「定款の一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### I. 定款の一部変更の件

- 1. 定款変更の目的
- (1) 監査役会の設置について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することでコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

#### (2)「株主総会参考書類等の電子提供措置の導入」について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるのに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるためのものであります。

### (3) 会計監査人の設置について

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人を設置するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 3 月 31 日定款変更の効力発生日予定 2022 年 3 月 31 日

## Ⅱ. 会計監査人選任の件

当社は、現在、監査法人ハイビスカスにより、東京証券取引所の規則に基づいて監査を受けておりますが、 コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものです。会計監査人に は、監査法人ハイビスカスが就任する予定です。

監査法人ハイビスカスを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の監査体制、独立性、専門性、会計監査の継続性確保等を総合的に勘案した結果、会計監査人としての適格性を備えていると判断いたしました。

なお、本件は上記「定款の一部変更の件」が第4期定時株主総会において承認可決されることを条件として おります。

#### 2. 会計監査人候補者の名称等

(2022年1月現在)

名称	監査法人ハイビスカス	
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル8階	
沿革	2005年12月公認会計士5名により札幌に設立2007年7月東京事務所開設2009年2月公認会計士協会により上場会社監査事務所として登録2016年2月公認不正検査士協会	
概    要	構成人員 代表社員(公認会計士) 4名 社員(公認会計士) 10名 職員(公認会計士) 59名 その他職員 23名	

## 3. 就任予定年月日

2022年3月31日 第4期定時株主総会開催予定日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 変更案 第1章 総 則 第1章 総 則 (機関の設置) (機関の設置) 第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 の機関を置く。 1. 取締役会 1. 取締役会 2. 監査役 2. 監査役 (新設) 3. 監査役会 (新設) 4. 会計監査人 第3章 株主総会 第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし (削除) 提供) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に 記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に 定めるところに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提供したものと みなすことができる。 (新設) (株主総会資料の電子提供) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、電子提供措 置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。 第5章 監査役 第5章 監査役及び監査役会 第 31 条~第 33 条 第 31 条~第 33 条 (条文省略) (条文省略) (新設) (常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議より常勤の監査役を 選定する。

(新設) (監査役会の招集) 第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで に 各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の 手続きを 経ないで監査役会を開催することが できる。 (新設) (監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びそ の結果、ならびにその他法令の定める事項については、 議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名 押印又は電子署名する。 (新設) (監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項については、法令及 び本定款に定めるもののほか、監査役会において定め る監査役会規程による。 第 34 条 ~ 第 35 条 第 38 条~第 39 条 (現行どおり) (条文省略) (新設) 第6章 会計監査人 (新設) (会計監査人の選任) 第40条 当会社の会計監査人は、株主総会において選 任する。 (新設) (会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の 決議がされなかったときは、当該定時株主総会におい て再任されたものとみなす。 (新設) (会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査役 会の同意を得てこれを定める。 (新設) (会計監査人の責任の一部免除)

第43条 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法

	第 423 条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限
	度において免除することができる。
	2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、
	会計監査人との間に、同法第 423 条第1項に定める賠
	償責任を限定する契約を締結することができる。ただ
	し、当該契約に基づく賠償責任額は、法令が規定する
	額とする。
第6章 計算	第 <u>7</u> 章 計算
第 36 条 ~ 第 39 条	第 <u>44</u> 条~第 <u>47</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
	_(附則)_
(新設)	(附則) 第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインタ
(新設)	
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインタ
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインタ ーネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会につい
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインター
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
(新設)	第 1 条 定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過